

愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程

平成26年2月10日制定

平成26年7月28日改正

平成27年6月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、愛知県農地水多面的機能推進協議会(以下「推進協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会の事務処理は、会長が選任する事務責任者を置く。

(事務責任者) 愛知県土地改良事業団体連合会事務局長

2 前項の事務責任者は、当該事務に係る愛知県農地水多面的機能推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務に係る愛知県農地水多面的機能推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号)、愛知県農地水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、議決の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

愛知県農地水多面的機能推進協議会会計処理規程

平成26年2月10日制定

平成26年7月28日改正

平成27年6月25日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知県農地水多面的機能推進協議会(以下「推進協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、推進協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 推進協議会の会計業務に関しては、多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号。以下「交付要綱」という。)及び愛知県農地水多面的機能推進協議会規約(以下「推進協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 推進協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 推進協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 推進協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 多面的機能支払推進交付金会計
 - 二 その他の収入に関する会計
- 2 推進協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、愛知県信用農業協同組合連合会に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 推進協議会の会計年度は、推進協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める事務に経理責任者を置く。

(経理責任者) 愛知県土地改良事業団体連合会事務局長

2 前項の事務の経理責任者は、事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び愛知県農地水多面的機能推進協議会文書取扱規程第5条第1項による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算及び決算書類 5年
- 二 会計帳簿及び会計伝票 5年
- 三 証ひょう(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。) 5年
- 四 その他の書類 5年

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- 一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- 二 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- 三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第 12 条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

一 主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

二 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第 13 条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

一 入金伝票

二 出金伝票

三 振替伝票

3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第 14 条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第 15 条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第 3 章 予算

(予算の目的)

第 16 条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(年度事業計画及び収支予算の作成)

第 17 条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の年度事業計画及び収支予算は、愛知県知事に報告しなければならない。

(予算の実施)

第 18 条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第 19 条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第 4 章 出納

(金銭の範囲)

第 20 条 この規程において、「金銭」とは現金及び預金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第 21 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第 22 条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第 23 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第 8 条第 1 項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第 8 条第 1 項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代え

ることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預金証書等の保管)

第 26 条 預金証書又は預金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 8 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第 8 条第 1 項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及びき損があった場合は、第 8 条第 1 項の経理責任者に通知しなければならない。

- 2 第 8 条第 1 項の経理責任者は、事業年度中に 1 回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 推進協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条の規定を準用する。

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 32 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

(財務諸表の作成)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第35条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第36条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を愛知県知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

第37条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号)、愛知県農地水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、議決の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

愛知県農地水多面的機能推進協議会文書取扱規程

平成26年2月10日制定

平成26年7月28日改正

平成27年6月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、愛知県農地水多面的機能推進協議会(以下「推進協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第2条 推進協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、次項、第16条、第22条又は第23条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第3条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第4条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第5条 愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める事務に文書管理責任者を置く。

(文書管理責任者) 愛知県土地改良事業団体連合会総務部長

2 前項の文書管理責任者は、事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び愛知県農地水多面的機能推進協議会会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(文書に関する帳簿)

第 6 条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- 一 文書登録簿
- 二 簡易文書整理簿
- 三 文書保存簿

(文書接受及び配布)

第 7 条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第 8 条 文書の接受又は発議により起案した文書(以下「起案文書」という。)は、第 6 条第 1 項第一号の文書登録簿に登録する。

- 2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。
- 3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前 2 項の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項第二号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第 9 条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2 件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを 1 件とみなし、一の起案により処理することができる。

2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から 7 日以内に起案しなければならない。

第 10 条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第 11 条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁等の順序)

第 12 条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第 5 条第 1 項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の愛知県農地水多面的機能推進協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者、愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程第 3 条第 1 項各号に掲げるすべての事務責任者、事務局長、副会長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(後伺い)

第 13 条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第 14 条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第 14 条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第 15 条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第 16 条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印等による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第 17 条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

- 一 会長 愛推協第 号
- 二 事務局長 愛推局第 号

2 文書番号は、愛知県農地水多面的機能推進協議会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第 18 条 起案文書の施行に当たっては、第 6 条第 1 項第一号の文書登録簿又は同条第 1 項第二号の簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。

2 愛知県農地水多面的機能推進協議会公印取扱規程第 11 条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

第 19 条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第 5 条第 1 項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第 20 条 前条の規定にかかわらず、推進協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第 21 条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第 6 条第 1 項第一号の文書登録簿又は同条第 1 項第二号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第 22 条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分) (保存期間)

会計関係書類 5 年

その他の書類 5 年

2 文書の保存期間は、文書が完結した日から起算する。

(文書の廃棄)

第 23 条 文書で保存期間を経過したものは、第 6 条第 1 項第三号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、その旨を第 6 条第 1 項第三号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

2 前項において個人情報記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

(雑則)

第 24 条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号)、愛知県農地水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、議決の日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

愛知県農地水多面的機能推進協議会公印取扱規程

平成26年2月10日制定

平成26年7月28日改正

平成27年6月25日改正

(趣旨)

第1条 愛知県農地水多面的機能推進協議会(以下「推進協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、推進協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 会長印 「愛知県農地水多面的機能推進協議会長印」の名称を彫刻
- 二 事務局長印 「愛知県農地水多面的機能推進協議会事務局長印」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定による公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期限が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第 8 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、総務部長とする。

(管守)

第 9 条 前条第 1 項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第 1 項の公印管理責任者は、第 5 条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第 10 条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第 8 条第 1 項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第 8 条第 1 項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他の事由により不在の場合、又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第 11 条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、多面的機能支払推進交付金に関する文書、契約又は通知に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第 12 条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号)、愛知県農地水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、議決の日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

公印の名称及び寸法

名 称	愛知県農地水多面的機能推進協議会長印
寸 法	縦 21mm × 横 21mm

名 称	愛知県農地水多面的機能推進協議会事務局長印
寸 法	縦 21mm × 横 21mm

愛知県農地水多面的機能推進協議会内部監査実施規程

平成26年2月10日制定

平成26年7月28日改正

(趣旨)

第1条 愛知県農地水多面的機能推進協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、年1回の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、内部監査の実施に当たって内部監査責任者1名を定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告したのち、監査を実施するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第 7 条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号)、
多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号)、愛知
県農地水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に
必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、議決の日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

愛知県農地水多面的機能推進協議会地域協議会運営規程

平成26年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県農地水多面的機能推進協議会（以下「推進協議会」という。）規約第5条に基づく地域協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 地域協議会は、事務所を愛知県土地改良事業団体連合会支会に置く。

(事業)

第3条 地域協議会は、推進協議会と連絡協調して次の事業を行うものとする。

- (1) 当該地域協議会管内（以下「管内」という。）の活動組織等への推進・指導を行う。
- (2) 事業を実施するために必要な推進事業実施計画及び支出計画（経費）を策定し、推進協議会に提出する。
- (3) 事業が円滑に推進されるよう、管内の活動組織等へ説明会・研修会等を開催する。
- (4) 管内の活動組織の活動状況の把握ならびに活動組織からの申請書類等の確認及びとりまとめに関すること。
- (5) 地域協議会長が必要と認めた事業。

(会員)

第4条 地域協議会の会員は、その管内の会員、愛知県農林水産事務所・支所・出張所及び愛知県土地改良事業団体連合会支会とする。

2 会員の加入及び脱会については地域協議会で受理し、推進協議会へ報告するものとする。

(役員)

第5条 地域協議会に地域協議会長及び副会長を置く。

2 地域協議会長は、愛知県土地改良事業団体連合会支会長又は副支会長とし、副会長は、愛知県農林水産事務所長・支所長・出張所長とする。

(職務)

第6条 地域協議会長は、地域協議会の業務を総理する。副会長は、地域協議会の事務をつかさどり地域協議会長を補佐し、地域協議会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第7条 地域協議会に委員を置く。

2 委員は、管内の会員とし、第3条の事業を達成するために委員会を開催する。

3 委員の代表は、愛知県農林水産事務所・支所・出張所の建設課長が務め、事業が円滑に実施されるようにする。

(経費)

第8条 地域協議会の経費は、推進協議会から支出された経費をもってこれに充てるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

愛知県農地水多面的機能推進協議会における専決に関する内規

平成26年2月10日制定

(目的)

第1条 この内規は愛知県農地水多面的機能推進協議会における事務処理を行うために必要な専決事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、専決とは、会長に代わり、事務局長がこの内規に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。

(効力)

第3条 この内規に基づいてなされた専決は、会長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(専決事項)

第4条 事務局長は、特に重要なもの以外の次に定める事項について専決することができる。

- 一 会議等の開催に関すること。
- 二 会員以外の者に対する調査、照会等に関すること。
- 三 収入に関すること。
- 四 会議費、事務費及び1件20万円未満の物品の購入費等の支出命令に関すること。
- 五 完結文書の整理、保存及び廃棄を行うこと。
- 六 愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程第3条第1項及び第2項に定める事務に関すること。
- 七 その他軽易な事項の処理に関すること。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。